

## 決 定 要 旨

被 審 人（本 店） 東京都中央区京橋二丁目4番15号

（商 号） 株式会社オービック

上記被審人に対する平成25年度（判）第11号金融商品取引法（以下「法」という。）違反審判事件について、法185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金884万9999円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年10月7日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年8月5日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項4号に該当

被審人は、東京都中央区京橋二丁目4番15号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債（私募債）に対する投資を行っていたが、社債発行者が破綻したことから、連帯保証人の資力に依拠して当該社債の償還可能性を評価していた。その後、被審人は、当該連帯保証人の財政状態が大幅に毀損した可能性をうかがわせる事象を把握したが、社債の評価体制の不備等により、当該事象の影響を十分確認せずに当該社債の評価を誤った結果、当該社債に係る投資有価証券評価損等を計上しなかった。

この結果、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成24年 2月14日	第45期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日 ～平成23年12月31日 の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が▲6,025 百万円である ところを7,242 百万円と記載	・投資有価証券 評価損の不計 上等
2	平成24年 6月29日	第45期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成23年4月1日 ～平成24年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損 益が▲2,910百 万円であると ころを10,357 百万円と記載	・投資有価証券 評価損の不計 上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2)

## 2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

### 番号1

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項、176条2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「課徴金府令」という。）1条の3

### 番号2

法172条の4第1項本文、24条1項、176条2項、課徴金府令1条の3

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項、28項及び課徴金府令61条の3を適用する。

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法172条の4第1項本文、2項前段及び課徴金府令1条の3の規定により、被審人の第45期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第3四半期報告書	8,698,214円
同有価証券報告書	8,853,298円

が

- ② 6,000,000円

を超えることから、

第3四半期報告書については、8,698,214円の2分の1に相当する額である4,340,000円（法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

同有価証券報告書については、8,850,000円

となるが、第3四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第45期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び課徴金府令61条の3の規定により、8,850,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分（法185条の7第28項の規定により1円未満の端数を切り捨て）することとなり、

第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$8,850,000 \times 4,340,000 / (4,340,000 + 8,850,000)$$

$$= 2,911,978 \text{円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$8,850,000 \times 8,850,000 / (4,340,000 + 8,850,000)$$

$$= 5,938,021 \text{円}$$

となる。